

○ 最近の防災施策を踏まえた修正及び、令和7年10月広島県地震被害想定調査報告書に基づく修正

概要	内容	修正箇所			
		基本編	震災対策編		
			地震	津波	南海トラフ
① 通信途絶に関する対策	市は、災害情報等の迅速な収集・伝達、緊急地震速報等の情報を住民に速やかに伝達するため、保有する機器の整備・充実に努めるものとする。加えて、防災行政無線等の無線通信ネットワークに関しても、多重化・耐震化について努めるものとする。	第2章 第5節	—	—	—
② 物資輸送対策	市は、救援物資輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。	第2章 第5節	—	—	—
③ 孤立集落対策	市は、災害発生時に、道路の被害等による孤立集落の発生に備えた対策の推進に努める。	第2章 第5節	—	—	—
④ 輸送手段の確保	市は、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。	第2章 第5節	—	—	—
⑤ 上下水道施設の耐震化	すべての水道事業者及び下水道管理者は、策定した「上下水道耐震化計画」に基づき、連携して上下水道施設の急所施設や重要施設に接続する水道・下水道の管路等について、耐震化を推進する。	第2章 第5節	—	—	—
⑥ 上下水道施設が被災した場合の対応	県、市町、水道事業者、下水道管理者及び重要施設の管理者は、急所施設や重要施設に接続する水道・下水道の管路等が被災した場合に備え、被災状況の共有を図れるよう相互の情報連絡体制の整備に努めるとともに、被災時にはその状況に応じて、給水設備及び災害用トイレの確保・配備等を連携して実施し、速やかに重要施設の機能が確保できるよう努める。	第2章 第5節	—	—	—
⑦ 指定避難所における環境整備	市は、指定避難所において、給水タンクやパーティション、段ボールベッド等の簡易ベッド、衛星通信を活用したインターネット機器、トイレカー等の快適なトイレの整備等に努めるものとする。	第2章 第5節 の2	第3章 第8節	—	—
⑧ 在宅避難者支援の事前整備	市は、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。	第2章 第5節 の2	第3章 第8節	—	—
⑨ 車中泊避難者支援の事前整備	市は、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。	第2章 第5節 の2	第3章 第8節	—	—
⑩ 動物愛護管理の体制整備	市は、獣医師会等の関係機関と連携を図りながら、犬や特定動物による人への危害防止や飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望等への対応等に係る体制の整備に努める。	第2章 第5節 の2	第3章 第8節	—	—

概 要		内 容	修 正 箇 所			
			基本編	震災対策編		
				地震	津波	南海トラフ
⑪	スフィア基準を踏まえた生活環境の確保	市は、指定避難所において、人道憲章と人道対応に関する最低基準（スフィア基準）を踏まえた生活環境の確保に努めるものとする。	第2章 第5節 の2	第3章 第8節	—	—
⑫	避難所開設当初の準備	市は、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努める。	第3章 第8節	第3章 第8節	—	—
⑬	健康状態の悪化防止	市町は、指定避難所での健康状態の悪化を防止するための栄養管理に努めるとともに、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講ずるものとする。	第3章 第8節	第3章 第8節	—	—
⑭	家庭動物の受入れ	市は、指定避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、指定避難所における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握及び、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。	第3章 第8節	第3章 第8節	—	—
⑮	在宅避難者に対する支援	市町は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、被災者支援の係る情報や物資等を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。	第3章 第8節	第3章 第8節	—	—
⑯	車中泊避難に対する支援	市は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、被災者支援に係る情報や食料等の必要な物資を車中泊避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。	第3章 第8節	第3章 第8節	—	—
⑰	多様なニーズへの配慮	市は、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女ニーズの違いや家庭動物の飼育の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。	第2章 第3節	—	—	—
⑱	災害情報の収集・伝達等に関する機器等の多重化・耐震化	市は、公共安全モバイルシステムや、防災行政無線等の無線通信ネットワークの多重化・耐震化について努めるものとする。	第2章 第5節	—	—	—
⑲	指定避難所の利用計画作成	市は、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるものとする。	第2章 第5節 の2	—	—	—
⑳	林野火災注意報・警報	東広島市消防局は、火災が発生しやすい気象状況となった場合に、林野火災予防の実効性を高めることを目的に、東広島市火災予防条例に基づき林野火災注意報・警報を発令する。	第3章 第2節	—	—	—
㉑	文言の修正（気象）	気象警報等に関する文言の修正。	第3章 第2節	—	—	—
㉒	原子力災害対策の概要	原子力災害対策に関する、計画の目的、基本方針、防災関係機関の実施責任及び処理すべき事務又は業務の概要を定める。	第5章 第1節	—	—	—

概要	内容	修正箇所			
		基本編	震災対策編		
			地震	津波	南海トラフ
㉓ 原子力災害対策の概要	災害情報の収集伝達及び災害発生報告に関する修正。	第5章 第2節	—	—	—
㉔ 災害に対する備え	県及び市町は、放射性物質の拡散又は放射線の影響に対する応急対策が迅速かつ円滑に行われるよう平常時から準備するものとする。	第5章 第2節	—	—	—
㉕ モニタリング等	原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、県内において屋内退避又は避難が必要となるおそれのあるときからの対応を定める。	第5章 第3節	—	—	—
㉖ 住民等への対応	住民等への情報伝達活動や屋内退避及び避難誘導の方法を定める。	第5章 第3節	—	—	—
㉗ 県外からの避難者の受入れ活動	県及び市町は、県境を越えて避難する者が発生した都道府県と連携し、必要に応じて受入れの対応を行う。	第5章 第3節	—	—	—
㉘ 各地震による被害想定の修正	令和7年10月の広島県地震被害想定調査報告書に伴う、被害想定 of 修正	—	第1章 第6節、 第7節	—	第3節 ～ 第5節